

厚生労働省関係の災害時要援護者対策

○ 主な対策

- ・避難所における支援
- ・福祉避難所の設置・活用の促進
- ・障害者への支援・対策
- ・その他

介護保険における要介護・要支援認定者への支援・対策
難病患者への支援・対策

厚生労働省 社会・援護局 総務課
災害救助・救援対策室

○ 避難所における支援

留意すべき主な点

- 生活環境の改善(畳・マット・カーペットなど)。
- トイレ、風呂の確保。(仮設トイレなど)
- プライバシーの確保(間仕切りなど)。
- 暑さ、寒さ対策(冷暖房設備の設置)。
- 日常生活機器の確保(洗濯機、乾燥機など)。
- 食事メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保。
- 避難住民の健康・衛生面の管理、心のケア、住宅相談。
- 迅速かつ具体的な情報提供(聴覚障害者に対する文字放送機器による提供など)。
- 女性への配慮(男性用トイレと女性用トイレを衝立で仕切るなど)。
- 高齢者、障害者等要援護者への配慮(相談窓口の設置、ヘルパーの派遣、洋式仮設トイレの確保、紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材の確保など)。

等

平時よりの取り組み

- 必要な物資の備蓄を行う。
- 事業者との事前協定の締結(宿泊施設の確保、仮設トイレや風呂の確保、必要な機材、物資の確保、保健師等の応援、福祉サービスの提供など)を行う。
- 質的確保のため、運営マニュアルの作成や当事者参加型の訓練を行う。

○ 福祉避難所の設置・活用の促進

福祉避難所とは

- 要援護者のために特別の配慮がなされた避難所。

対象者

- 高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等であって、避難所での生活に支障をきたすため、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者。

設置の方法

- 老人福祉センター、防災拠点型地域交流スペースを有する社会福祉施設、特別支援学校などの既存施設を利用して設置。
- 施設が耐震、耐火、鉄筋構造を備えており、バリアフリー化されているなど要援護者の利用に適しており、生活相談職員等の確保が比較的容易な施設等。
- 不足する場合、公的・民間宿泊施設の借り上げや一般避難所の中で区画された部屋を福祉避難所にすることも可能。

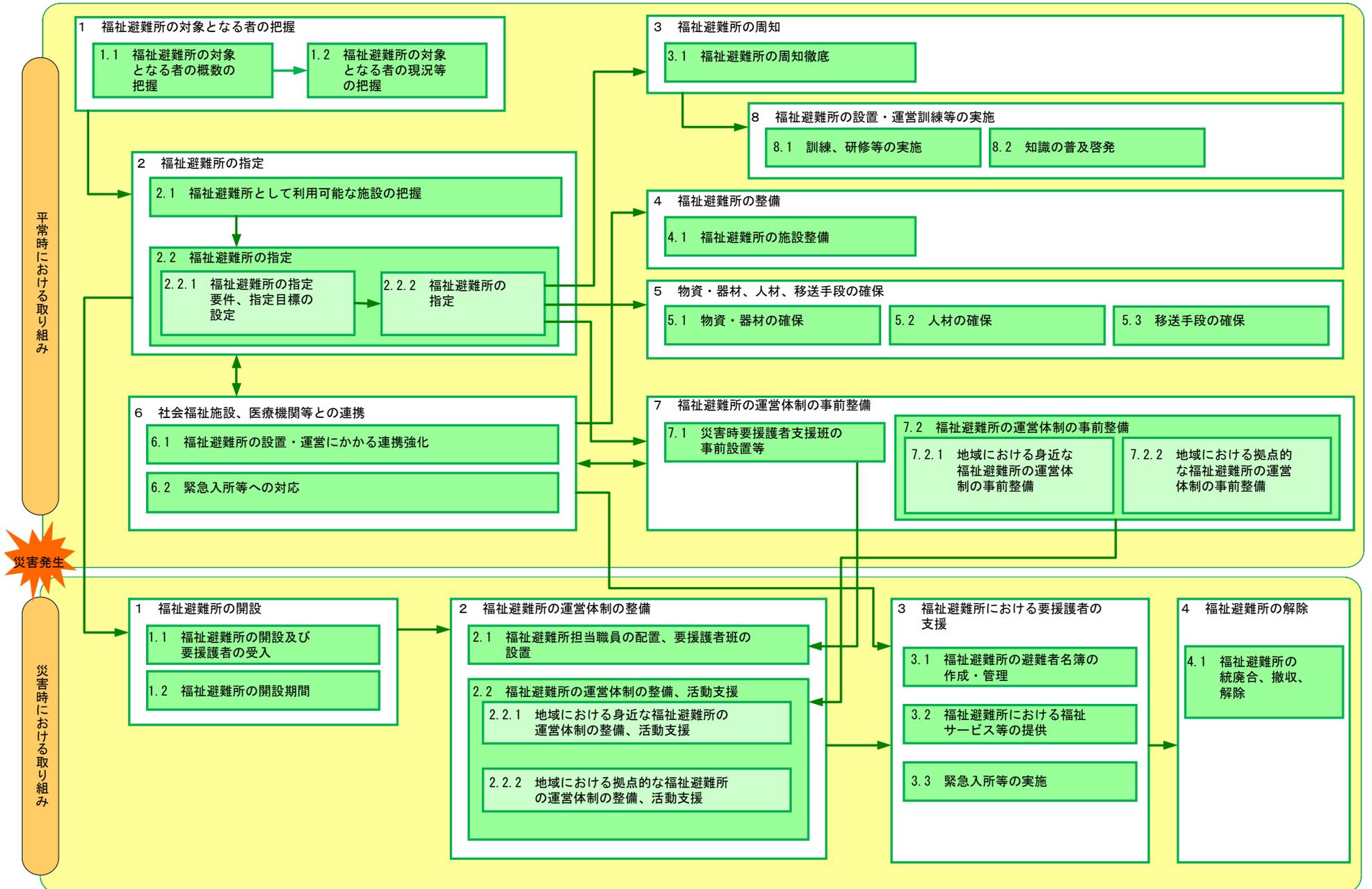
特別な配慮(国庫負担対象経費の例)

- 概ね10人の対象者に1人の相談等に当たる介助員等の配置。
- 要援護者に配慮したポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ、情報伝達機器等の設置。
- 紙おむつ、ストーマ用装具、その他日常生活上の支援に必要な消耗器材の購入。 等

平時よりの取り組み

- 要援護者避難支援プランの策定に当たり、福祉避難所の必要数の把握を行う。
- 量的確保のため、あらかじめ適切な施設や関係団体と協定締結の上、福祉避難所の指定を行う。
- 質的確保のため、運営マニュアルの作成や当事者参加型の訓練を行う。

福祉避難所の設置・運営に関するフロー



○ 障害者への支援・対策

- ・日頃から障害者関係団体・施設、地域住民と連携を図る。
- ・災害時の情報伝達や安否確認、避難所・避難経路の周知。
- ・避難所においては、障害者用トイレ、スロープ等に配慮する。
- ・避難訓練の実施。

特に、視聴覚障害者は、被災時に移動や情報取得が著しく困難になることから、避難所等における情報・コミュニケーション支援が必要。

○ その他

◇ 介護保険における要介護・要支援認定者への支援・対策

- ・ 要介護者等の把握・避難等については、指定居宅介護支援事業者、地域包括支援センターや民生委員等と連携。
- ・ 緊急時の支援(緊急ショートやマンパワー等)等のため、高齢者関係団体・施設、地域住民と連携。
- ・ 避難所においては、できる限り生活面での物理的障壁の除去(バリアフリー化)された施設を利用することが望ましいが、そうでない施設では、利用しやすいよう、障害者用トイレ、スロープ等の仮設に配慮することが重要である。

◇ 難病患者への支援・対策

- ・ 自力での避難が困難であることが多い。
- ・ 医療を継続的に提供する必要がある。
- ・ 災害時における難病患者支援計画の策定。
- ・ 行政と地域の保健・医療・福祉機関の連携。

(参考)「災害時難病患者支援計画を策定するための指針」

難病とは、

- ① 原因不明、治療方法が未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病。
- ② 経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的負担の大きい疾病。
(現時点で123疾患が指定)